港湾文化交流施設
指定管理者 募集要項(案)

平成24年8月

青森市都市整備部
交通政策課

目　　次

１．　施設概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

２．　管理の基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

３．　管理業務の範囲　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

４．　指定期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

５．　公募のスケジュール　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

６．　応募資格　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

７．　応募書類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

８．　選定方法等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

９．　管理経費に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

１０．利用料金に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

１１．協定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

１２．責任分担　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

１３．施設賠償責任保険への加入　・・・・・・・・・・・・・・・・8

１４．事業報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

１５．その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

１６．問合先　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

１７．配布資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

港湾文化交流施設 指定管理者 募集要項

市では、港湾文化交流施設の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法第２４４条の２第３項の規定により、指定管理者制度を導入しました。

港湾文化交流施設の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定める本募集要項及び港湾文化交流施設管理運営業務仕様書（以下、「仕様書」という。）に則り、指定申請書に事業計画書など必要な書類を添えて提出してください。

1　施設概要

(1) 名　　称

港湾文化交流施設

(2) 所 在 地

青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸　青森市柳川一丁目１１２番１５
地先公有水面

青森港旅客船ターミナルビル　青森市柳川一丁目４番１号

(3) 設置目的

青函連絡船に関する資料を収集し、保存し、展示することにより、市民の歴史教育、文化の発展に資するとともに、にぎわいのある水辺の空間を創出し、市民が海に親しみながら、憩いと安らぎを得られる機会を提供することを目的とします。

(4) 面積・構造

青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸

鋼板製横骨構造、地下２階、地上４階
延床面積　５，５００．４０㎡
全長　１３２ｍ
トン数　５，３８２．６５ｔ
陸上の附帯設備として乗降施設(渡橋)　３７９．２５㎡
建屋・屋外タンク　３６５．９６㎡
係船柱・接続柱　２６３．４６㎡

青森港旅客船ターミナルビル

鉄筋コンクリート造、３階建て
建築面積　６０９．７２㎡
延床面積　１，１０７．８３㎡

(5) 平成２３年度及び２４年度の事業活動（別添１）

2　管理の基準

(1) 開館時間

青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸　９：００～１９：００
（多目的ホールは２１：００まで）

青森港旅客船ターミナルビル　８：３０～１８：００

(2) 休 館 日

青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸　１２月３１日、1月１日

青森港旅客船ターミナルビル　無休

(3) 開館時間及び休館日

開館時間及び休館日は、利用者の利便性及び運営の効率性を考慮して、変更することができます。なお、変更の際は、市と指定管理者が協議のうえ、市の承認を得

てこれを決定します。その他、臨時に開館時間及び休館日を変更する場合も同様とします。

(4) 法令等の遵守

業務を遂行する上で、以下の法令等を遵守してください。なお、指定期間内に法令等が改正された場合は、市はその旨を指定管理者に通知します。

① 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）
② 青森市港湾文化交流施設条例（平成１７年青森市条例第２００号）
③ 青森市港湾文化交流施設条例施行規則（平成１７年青森市規則第１６４号）
④ 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１７年青森市条例第３０号）
⑤ 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成１７年青森市規則第２３号）
⑥ 青森市個人情報保護条例（平成１７年青森市条例第２７号）
⑦ 青森市個人情報保護条例施行規則（平成１７年青森市規則第１８号）
⑧ 青森市情報公開条例（平成１７年青森市条例第２６号）
⑨ 労働基準法（昭和２２年法律第４９号）、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）ほか労働関係法令
⑩ 建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）
⑪ 消防法（昭和２３年法律第１８６号）
⑫ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和４５年法律第２０号）及び関係法令
⑬ 船舶安全法（昭和８年法律第１１号）
⑭ 青森市暴力団排除条例（平成２３年条例第３３号）
⑮ 青森市港湾文化交流施設青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸利用料金減免要綱（平成１７年４月１日）
⑯ その他管理運営業務を行うにあたり遵守すべき法令

(5) 自主事業

指定管理者においては、施設の設置目的を効果的に達成するため、施設を活用し、自主事業を実施することができます。なお、事業実施に当たっては、事前に市の承認が必要となります。

① 自主事業とは、指定管理者が施設内においてイベント等を行い、条例で定める利用料以外の料金を利用者から徴収するなどして、収入を得る事業をいいます。
② 自主事業実施による収入及び支出は指定管理者に帰属します。
自主事業において損失が発生した場合は指定管理者の負担となりますが、収益が発生した場合、公共施設を活用して得る収益という観点から、利用者、市民等へ還元することを原則とし、その割合や方法（市に納付、指定管理施設の環境向上に充当など）は事業承認の際に協議して取り決めることとします。
③ 自主事業の可否は、施設の設置目的に照らして判断することとなりますが、設置目的を踏まえて相応しくないと判断される事業は、実施を承認しない場合があります。
④ 自主事業が本来の業務に支障を与えていると判断されるときは、自主事業の改善又は中止等を命ずる場合があります。

3　管理業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は以下のとおりとします。なお、詳細は仕様書のとおりとします。

(1) 青函連絡船に関する実物、模型、文献、写真等の資料を収集し、保存し、及び展示

し、市民の利用に供すること。
(2) 港湾及び観光に関する情報の提供等に関すること。
(3) 港湾文化交流施設の利用者等に便益を提供するため、飲食業、物産販売業等の営業の用に供すること。
(4) 前項に揚げるもののほか、にぎわいのある港湾景観を形成するための各種事業活動の利用、公共的団体等の利用その他港湾文化交流施設の利用に関すること。
(5) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務
(6) 利用許可を行うこと。
(7) 利用許可に条件を付すること。
(8) 港湾文化交流施設の維持管理に関すること。
(9) 管理に必要な鍵の保管業務
(10) その他市長が必要と認める業務

4 指定期間

平成２５年4月1日から平成２６年3月３１日まで （1年間）

5 公募のスケジュール

(1) 募集要項等の配布
期　　間：平成２４年8月１５日（水）から平成２４年9月２１日（金）まで
午前8時３０分から午後5時まで（ただし、土・日曜日、祝日を除く）
配布場所：青森市役所柳川庁舎　3階　交通政策課
※市ホームページからもダウンロードできます。

(2) 説明会の開催
開催日時：平成２４年8月２４日（金）午後3時から
開催場所：青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸
参加申込：平成２４年8月１５日（水）から平成２４年8月２２日（水）までに、説明会申込書（様式５）を交通政策課まで提出してください。（直接持参、郵送、電子メール又はFAXにて）

(3) 募集要項等に関する質問の受付等
受付期間：平成２４年8月２４日（金）から平成２４年8月３１日（金）まで
午前8時３０分から午後5時まで
受付方法：交通政策課まで別紙質問書（様式6）により提出してください。（直接持参、郵送、電子メール又はFAXにて）
回答方法：平成２４年9月１２日（水）までに説明会出席者及び募集要項配布団体に対し、郵送又はＦＡＸ又は電子メールにて回答します。
なお、申請書等を市ホームページからダウンロードした団体で、説明会にも出席できない団体は、事前に連絡してください。
※受付期間を過ぎた質問事項には、原則、お答えすることができませんので留意してください。

(4) 申請書等の受付
受付期間：平成２４年9月１４日（金）から平成２４年9月２１日（金）まで
午前8時３０分から午後5時まで（ただし、土・日曜日、祝日を除く）
受付場所：青森市役所柳川庁舎　3階　交通政策課
受付方法：交通政策課に直接持参してください。
※応募内容等については、ヒアリングさせていただく場合があります。

(5) 指定管理者選定評価委員会の開催

平成２４年１０月を予定しています。

(6) 選定結果の通知

平成２４年１１月を目途に、全ての応募者に審査結果を郵送でお知らせします。

(7) 指定議案の提案

平成２４年１２月議会に提案します。

(8) 指定の通知

平成２４年１２月議会終了後、文書にて通知します。

(9) 協定の締結

平成２５年4月1日とします。

6　応募資格

法人その他の団体で、次のすべての要件を満たす者とします。

(1) 指定期間中、港湾文化交流施設を安定して管理運営できる団体(法人格の有無は問わない)であること。

(2) 青森市内に事務所等の活動拠点を有すること。

(3) 本市の市税・法人税並びに消費税及び地方消費税を完納していること。

(4) 施設を管理するにあたって資格や免許が必要な場合は、その資格等を有していること。

(5) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４（一般競争入札の参加者資格）の規定に該当しないこと。

(6) 青森市から指名停止措置を受けていないこと。

(7) 地方自治法２４４条の２第１１項の規定による指定の取り消しを受けたことがないこと。（本市の取り消しに限定しない。）

(8) 地方自治法第９２条の２（議員の兼業禁止）及び第１４２条（長の兼業禁止）又は第１８０条の５第６項（委員の兼業禁止）の規定中、「請負」を「請負（指定管理者に係る業務を含む）」とみなした場合に、その規定に抵触しないこと。

(9) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）等の規定に基づき更正又は再生手続をしていないものであること。

(10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第１項第２号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制の下にない団体であること。

(11) グループによる応募は次によるものとしてください。

1. 複数の団体により構成されたグループにより応募することができます。ただし、単独で応募した団体はグループによる応募の構成団体となることができません。
2. グループで応募する場合は、代表団体を定めること。
3. グループ構成員のうちに応募資格を満たさない団体がある場合、指定を受けることができません。
4. 複数のグループに重複して応募することはできません。

7　応募書類

(1) 指定管理者指定申請書（青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則別記様式）

※グループ応募の場合の記載にあたっては、団体名は、「グループ名」を記入し、代表者名は、グループの代表者を記入してください。

(2) グループ応募構成員表（グループ応募の場合）

※グループ応募の場合は上記の申請書のほか、「グループ応募構成員表」（様式１）を添付してください。

(3) 港湾文化交流施設事業計画書（様式２）
※必須事業のほかに自主事業がある場合は、自主事業計画書も作成してください

(4) 港湾文化交流施設管理業務収支予算書（様式３）
※項目ごとの金額を説明する資料を任意の様式で作成してください

(5) 応募資格を証する書類
- 法人の場合は、市税の完納証明書および、平成２２年度・２３年度の法人税、消費税、地方消費税の納税を証する書類
- 法人以外の団体においては、団体の代表者の住民票の写し及び完納証明書
- 応募資格の(5)～(10)に係る誓約書(様式４)

※グループ応募の場合は、構成員全ての団体名等を記載のうえ提出して下さい。

(6) 定款又は寄附行為の写し又は登記事項証明書（法人以外の団体は会則等）

(7) 役員名簿

(8) 組織・運営・業務概要を記載した書類

(9) 当該団体の経営状況を説明する書類
- 平成２２年度から２３年度までの事業報告書及び決算報告書一式（貸借対照表、損益計算書を含む）又はこれらに相当する書類
- 当該団体の平成２４年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類

(10) 類似施設等の管理運営実績がある場合には、類似施設等管理実績表（任意様式）

※ 応募に関する留意事項
- １団体１申請として重複申請は禁止します。
（単独で応募した法人等は、同一の指定管理者の募集に対してグループ応募の構成員となることはできません。また、同一の指定管理者の募集に対し、複数のグループにおいて同時に構成員となることもできません。）
- グループ応募の構成員のうちに応募資格を満たさない者がある場合は、指定を受けることができません。
- 中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）に基づき設立された事業協同組合又は特別の法律によって設立された組合が参加する場合においては、その組合員が他のグループに参加し、又は単独で参加することはできません。
- 提出部数は正本１部と副本１４部を提出してください。
- 事業計画や収支予算書に提案者名や提案者が推測できる記載がある場合、副本添付分は、記載事項を黒塗りするなどし、提案者名が特定または推測できないようにしてください。
- 応募に要する費用は応募者の負担とします。また、提出された書類は理由の如何を問わず返却しません。
- 上記の書類がなく、新たに作成することができない特別の事情がある場合は、書類がない旨及びその理由を記載した申立書（任意様式）を提出してください。
- 応募締切後は提出された書類の内容の変更又は追加には応じません。
- 提出された書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- 提出された書類は、指定管理者の選定以外の目的には使用しません。ただし、青森市情報公開条例第７条の規定により、不開示情報（個人情報や法人等の利益を害するおそれがある情報）を除き、開示の対象となります。
- 応募受付後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。
- 選定結果の公表
選定結果に関する下記の事項について、市のＨＰ等で公開します。

- 施設名
- 選定された団体名
- 指定の期間
- 選定理由
- 選定基準及び配点
- 応募者名（ただし、２者の場合は非公表とします）
- 採点結果（ただし、匿名での公表とします）
- 会議録（ただし、ノウハウに関する部分については非公表とします）

8　選定方法等

(1) 選定方法

指定管理者は、提出された応募書類に基づき、応募資格を有する応募団体の中から市が設置する「指定管理者選定評価委員会」による選定審査を踏まえ、市長が候補者を決定し、議会の議決を経て正式に決定します。

(2) 選定基準

指定管理者候補者の選定は、事業計画書等の内容を、別紙１「選定基準」に基づき総合的に判断し、決定します。

なお、効率性の採点にあたっては、提案された事業計画、その他の提案内容等と指定管理料を総合的に勘案して行ないます。

9　管理経費に関する事項

(1) 港湾文化交流施設の利用料金を指定管理者自らの収入とし、管理に係る経費に充ててください。
(2) 指定管理者には市から指定管理料を支払います。
(3) 指定管理料は、あらかじめ算出した支出見込額から、青森市港湾文化交流施設の利用料金その他の収入見込額を控除した額とします。
(4) 指定管理料と利用料金等収入の合計額が支出額を上回った場合、もしくは下回った場合の精算は行わないこととします。ただし、協定締結時の収支計画を著しく上回る利益が生じた場合、指定管理者との協議により、増収分の一定割合を市に納付していただきます。配分方法については、市と指定管理者で協議により定めることとします。
(5) 指定管理料基準額３，００８千円／年（消費税及び地方消費税を含む）
※指定管理料基準額については、平成２４年度当初予算額を基準に、選定における基準との比較を行うために算出した額であり、今後、市で定める予算額及び指定管理者指定議決後に締結する協定での指定管理料の額とは異なります。
(6) 指定管理料は様式３により提案いただいた収支予算額に基づき、市と指定管理者との間で協議により定めた額を執行するものとします。
(7) 指定管理料は会計年度（４月１日から翌年の３月３１日まで）ごとに支払うものとし、指定管理料の金額、支払い時期及び方法は、覚書により定めます。
(8) 指定管理料は、原則変更しませんが、当初想定されなかった特別な事情が発生した場合は、その都度協議を行い決定します。

10　利用料金に関する事項

(1) 利用料の額は、条例に規定する範囲内で市長の承認を得て、指定管理者が決めることができます。
(2) 利用料の減免は「青森市港湾文化交流施設青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸利

用料金減免要綱」（以下「減免要綱」という。）に基づいて行います。
(3) 利用料は前納とし、資料展示コーナーの利用者には観覧券を発行してください。

（参考）港湾文化交流施設利用料金収入実績（平成２２年度、２３年度）
平成２２年度　３１，４８９，０８９円
平成２３年度　３９，２０６，１７２円

11　協定

(1) 協定は、市と指定管理者の協議により定めることとし、文書により締結します。
(2) 協定で定める事項は、次のとおりとします。
1. 事業計画に関する事項
2. 事業報告及び業務報告に関する事項
3. 施設の管理経費に関する事項
4. 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
5. 個人情報の保護に関する事項
6. 市と指定管理者の責任分担に関する事項
7. 緊急時の対応に関する事項
8. その他必要事項
(3) 指定管理料の金額、支払時期及び方法など、単年度ごとに取り決めるべき事項については、(1)の協定書のほか覚書を締結することになります。

12　責任分担

市と指定管理者の責任分担は、別紙２「市と指定管理者の責任分担表」に基づくこととします。

13　施設賠償責任保険への加入

市に施設設置者として瑕疵があった場合は市が損害賠償責任を負いますが、その損害が指定管理者の施設の管理責任に起因したものについては、指定管理者が市又は第三者に対してその損害賠償責任を負うことになります。また、指定管理者に起因した損害について、市が第三者に損害賠償した場合、市は指定管理者に対して求償することとなるため、指定管理者の負担により施設賠償責任保険に加入しなければなりません。

14　事業報告

(1) 指定管理者は、毎年度終了後、管理運営業務の実施状況及び利用状況、管理に係る経費の収支状況等を取りまとめた事業報告書を作成し、市が指定する期日までに提出しなければなりません。
(2) 市は事業報告書に基づき、指定管理者による運営状況を施設への掲示、市ホームページに掲載するなどして、市民に周知します。
(3) 指定管理者は毎月、利用状況、施設の異常の有無、実施した行為等の概要、出納管理状況等を月次報告書として、市が指定する期日までに、市に提出しなければなりません。
(4) 市は施設の責任者として、定期的に指定管理者から運営状況の聴取及び実地調査を実施するとともに、その結果をホームページに掲載します。

15　その他

(1) 管理運営に必要なため、市の備品については無償で使用できますが、使用に係る修繕費は、指定管理者の負担となります。また、指定管理料で購入した備品については、その所有権は市の帰属となります。
(2) 管理業務の全部を第三者に委託することは禁止します。管理業務の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ書面により市に提出し、承認を得なければなりません。
(3) 青森市個人情報保護条例の規定を遵守し、情報の取り扱いには十分に注意しなければなりません。
(4) 青森市情報公開条例に基づき、管理を行う公の施設に係る情報の開示及び提供に努めなければなりません。
(5) 市は、指定管理者が協定の締結までに経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実でないと認められる場合、指定を取り消し、協定を締結しないことができます。
(6) この要項及び協定に違反したときは、指定期間内であっても業務の全部又は一部の指定を取り消すことがあります。
(7) 指定管理者は原則として法人税、法人市・県民税及び法人事業税等の課税対象となり、それを負担しなければなりません。
※詳しくは、税務署、東青地域県民局県税部、青森市市民税課等の関係機関に問い合わせのうえ応募書類を作成してください。
(8) 指定管理者は「青森市環境方針」に基づき環境配慮事項の遵守に努めるものとします。
(9) 指定管理者は、施設職員に対し、「青森市職員接遇マニュアル」の周知徹底を図るものとします。
(10) 指定管理者は、業務に係る関係法令等の遵守に努めるものとします。

16　問合先

担当部局　青森市都市整備部交通政策課
住　　所　〒　０３８-８５０５　青森市柳川二丁目１番１号
電話番号　０１７－７６１－４１８２
ＦＡＸ　０１７－７６１－４５００
ｅメール　kotsu-seisaku@city.aomori.aomori.jp
担　　当　葵、山田

17　配布資料

(1) 指定管理者指定申請書（青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則別記様式）
(2) グループ応募構成員表（様式１）
(3) 港湾文化交流施設事業計画書(様式２)
(4) 港湾文化交流施設管理業務収支計画書(様式３)
(5) 指定管理者の申請に係る応募資格誓約書(様式４)
(6) 説明会申込書（様式５）
(7) 応募に関する質問書（様式６）
(8) 選定基準（別紙１）
(9) 市と指定管理者の責任分担表（別紙２）
(10) 港湾文化交流施設　平成２３年度及び２４年度事業活動（別添１）

(11)備品一覧表（別添２）
(12)港湾文化交流施設管理運営業務仕様書
(13)青森市港湾文化交流施設条例（平成１７年青森市条例第２００号）
(14)青森市港湾文化交流施設条例施行規則（平成１７年青森市規則第１６４号）
(15)青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１７年青森市条例第３０号）
(16)青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成１７年青森市規則第２３号）
(17)青森市個人情報保護条例（平成１７年青森市条例第２７号）
(18)青森市個人情報保護条例施行規則（平成１７年青森市規則第１８号）
(19)青森市情報公開条例（平成１７年青森市条例第２６号）
(20)青森市環境方針
(21)青森市職員接遇マニュアル
(22)青森市港湾文化交流施設青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸利用料金減免要綱（平成１７年４月１日）

別記様式（第 2 条関係）

指定管理者指定申請書

年　　月　　日

青森市長　様

所在地

申請者　　団体名

代表者氏名

連絡先（電話）

下記の公の施設に関し、指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

記

施設の名称

添付書類

(1)　指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書

(2)　定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

(3)　その他市長が特に必要と定める書類

（様式１）

グループ応募構成員表

１．　グループ名

２．　構成員等

（代表となる団体）所在地
団体名
代表者氏名　　印

（構成員）所在地
団体名
代表者氏名　　印

（構成員）所在地
団体名
代表者氏名　　印

（構成員）所在地
団体名
代表者氏名　　印

※グループ申請の場合のみ提出すること。

（様式２）

港湾文化交流施設事業計画書

平成　　年　　月　　日作成

施 設 名	青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸及び青森港旅客船ターミナルビル			
申請団体	名　　称			
	所 在 地	〒		
	設立年月日			
	電話番号		ﾌｧｯｸｽ番号	
	E ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ		HP ｱﾄﾞﾚｽ	
代 表 者	氏　　名			
	住　　所	〒		
	電話番号		ﾌｧｯｸｽ番号	

現在管理運営する公的施設名	所在地	管理運営期間
		年　月～　　年　月
		年　月～　　年　月
		年　月～　　年　月
		年　月～　　年　月

①管理運営全般について	管理運営方針	
	同種の施設管理業務の実績	
	地域や関係団体との連携	
②管理について	地元雇用への配慮	

②管理について	職員等の配置計画 （団体における当該施設の位置づけ、組織図、勤務表、船舶管理経験者、防火管理者の配置等添付）	
	職員等の研修計画	
	施設管理計画（各種機械保守点検、補修等の計画）	
	防犯、防災、緊急時の対応に関する取組み	
	個人情報保護の取扱いに関する取組み	

	環境保全、負荷低減への取組み	
③運営について	市民の平等な利用を確保するための方針	
	利用者等の要望等の把握と反映方法	
	サービス向上の対策　（苦情の対応と防止方法）	
	来館者を増加させるためのＰＲ及びイベントの実施計画又は自主事業	

	業務用施設（ターミナルビル）の利用増進対策	

※可能な限り具体的に記載すること。

※再委託する項目については見積書を添付すること。

※事業計画の項目を踏まえ、任意様式により「提案書」を提出することも可。

（様式３）

港湾文化交流施設管理業務収支予算書(平成　年度)

申請者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

区　分	項　目	金額(千円)	内訳
【収　入】			
指定管理料			
利用料金			
雑収入			
収入計			
人　件　費	給与 法定福利費 福利厚生費		
	計		
事　務　費	事務用品費 賃借料		
	計		
施設管理費	管理用消耗品 賃借料 通信費 運搬費 旅費 印刷製本費 諸会費		
	計		
施設維持費	光熱水費 設備保守点検料 清掃業務 除雪業務費 警備業務費 業務用消耗品費 修繕費		
	計		
広告宣伝費			
公租公課費			
支出計			

（様式４）

指定管理者の申請に係る応募資格誓約書

年　　月　　日

青森市長　鹿内　博　様

所在地
団体名
代表者氏名　　？

港湾文化交流施設の指定管理者の申請にあたり、下記の応募資格をすべて満たしていることを誓約します。

記

(1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと
(2) 青森市から指名停止措置を受けていないこと
(3) 地方自治法第２４４条の２第１１項の規定により指定の取消しを受けたことがないこと（本市の取消しに限定しない）
(4) 地方自治法第９２条の２（議員の兼業禁止）及び第１４２条（長の兼業禁止）又は第１８０条の５第６項（委員の兼業禁止）の規定中、「請負」を「請負（指定管理者に係る業務を含む）」とみなした場合に、その規定に抵触しないこと
(5) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）、民事再生法（平成１１年法律第225号）等の規定に基づき更正又は再生手続きをしていないものであること
(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２項に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制の下にない団体であること

（様式４）

指定管理者の申請に係る応募資格誓約書（グループ応募）

平成　　年　　月　　日

青森市長　鹿内　博　様

所在地
団体名
代表者氏名　　印

（構成員）所在地
団体名
代表者氏名　　印

（構成員）所在地
団体名
代表者氏名　　印

港湾文化交流施設の指定管理者の申請にあたり、下記の応募資格をすべて満たしていることを誓約します。

記

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと
（２）青森市から指名停止措置を受けていないこと
（３）地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定の取消しを受けたことがないこと（本市の取消しに限定しない）
（４）地方自治法第 92 条の 2（議員の兼業禁止）及び第 142 条（長の兼業禁止）又は第 180 条の 5 第 6 項（委員の兼業禁止）の規定中、「請負」を「請負（指定管理者の業務を含む）」とみなした場合に、その規定に抵触しないこと
（５）会社更生法（平成 14 年法律弟 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律弟 225 号）等の規定に基づき更正又再生手続きをしていないものであること
（６）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律弟 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にない団体であること

様式5)

平成　　年　　月　　日

説明会申込書

1　団体名

2　代表者氏名

3　住所

4　連絡先電話番号

5　説明会参加者氏名

（様式６）

応募に関する質問書

港湾文化交流施設の指定管理者の応募に関して下記のとおり質問します。

質問事項	

【内容】具体的に記入してください。

質問者	
担当者	
連絡先	電話　　FAX

※質問書は一問につき一枚としてください。

【質問受付期間　平成２４年８月２４日(金)から平成２４年８月３１日(金)まで】

（別紙１）

選　定　基　準　〔港湾文化交流施設〕

項目	選定基準	配点
１　管理運営全般について（２０点）		
ａ．管理運営方針	・施設の設置目的に合致しているか ・市の求めに柔軟に対応できるか	１０点
ｂ．同種の施設管理業務の実績	・管理業務実績があるか	５点
ｃ．地域や関係団体との連携	・交流、協力に対し積極的か ・具体性があるか	５点
２　管理について（４０点）		
ａ．地元雇用への配慮	・市内在住の雇用について配慮があるか	５点
ｂ．職員等の配置計画	・適正な配置がなされているか ・船舶、観光施設管理の経験者はいるか	５点
ｃ．職員等の研修計画	・職員の育成に方向性があるか ・内容及び回数は適切か	５点
ｄ．施設管理計画	・管理保守点検業務が適切に行われるか	１０点
ｅ．防犯、防災、緊急時の対応に関する取組み	・的確な対応であるか ・事故防止に向けて取り組んでいるか	５点
ｆ．個人情報保護の取扱いに関する取組み	・個人情報保護についての理解が十分か ・具体的な保護策を講じているか	５点
ｇ．環境保全、負荷低減への取組み	・環境保全取組みへの理解は十分か ・具体的な取組み案があるか	５点
３　運営について（４０点）		
ａ．市民の平等な利用を確保するための方針	・平等な利用確保の方針は明確か	５点
ｂ．利用者等の要望等の把握と反映方法	・要望を運営に反映する工夫がされているか ・現実的な手法であるか	５点
ｃ．サービス向上の対策	・利用者に対するサービス向上が見込まれるか ・苦情処理の体制は明確か ・定期的な自己評価を行うか ・障害者等への対応は十分か	１０点
ｄ．来館者を増加させるためのＰＲ及びイベントの実施計画又は自主事業	・利用促進策は具体的であるか ・費用効果は配慮されているか ・イベントの継続性があるか	１０点
ｅ．業務用施設（ターミナルビル）の利用増進への取組み	・具体的な対策案があるか ・新規利用の目標設定は妥当か	１０点
４　収支全般について（４０点）		
収支計画	・経費の額が妥当であるか ・経費の縮減等に係る方策が工夫されているか ・収入見込み、利用料金の設定は妥当か	４０点

○採点基準について

・個別項目採点基準（１、２、３共通）

配点	採点基準
10点	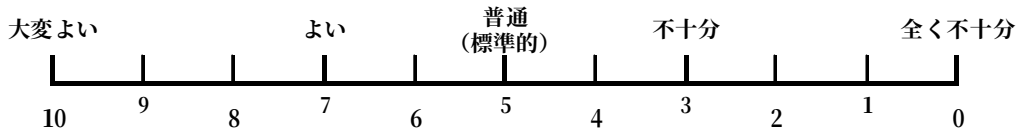
５点	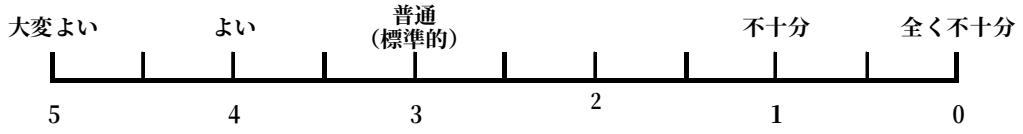

・効率性採点基準（４）
提案された事業計画、その他の提案内容等と指定管理料を総合的に勘案して行います。

○最低得点について

選定基準の個別項目採点基準において普通とした点数と、効率性についての採点基準においての基準点の合計点を最低得点（７５点）とし、応募者の得点がこれに満たない場合は失格とします。

（別紙２）

市と指定管理者の責任分担表

項目		市	指定管理者
物価変動	物価の変動に伴う経費の増加（ただし、急激な変動があった場合は協議）		○
法令変更	施設の管理・運営に影響を及ぼす関係法令等の変更に関するもの	協議	
事業の中止・変更・延期	市の政策変更により、管理業務の継続に支障が生じた場合、又は管理業務の変更を余儀なくされた場合の経費の増加	○	
	緊急に、大規模修繕等が必要となり、施設の開館が不可能となった場合における指定管理料及び利用料金制度による施設利用料の取扱い	協議	
	施設の一部に立入制限が必要となった場合における指定管理料及び利用料金制度による施設利用料の取扱い		○
	指定管理者の事業放棄・経営破たんによるもの		○
第三者への賠償	施設・設備の設計・構造上の瑕疵など、市の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損害	○	
	指定管理者としての義務を怠るなど、指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損害		○
	管理運営業務の一部を再委託された者の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損害		○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、火災、騒乱など市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う費用負担、事業の変更・中止	協議	
施設・設備・備品の損傷	指定管理者としての義務を怠ったことによる損傷		○
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できない市の施設、設備、備品の損傷については、市と指定管理者の協議を経て市が負担	○	
需要変動	八甲田丸の観覧者数及び多目的ホール等の利用が見込みを下回ることによる収益の減少		○
	業務用施設の利用料金収入過少のため、適正な管理運営業務に支障があると認められる場合における指定管理料の取扱い	リスクの程度により協議	
終了手続	指定期間終了時の施設の水準の保持		○
	事業の終了時における手続きに関する諸経費		○
準備行為	管理運営業務の遂行に必要な人員の確保及び訓練、研修等の実施その他の準備行為		○

※　上記によらない場合は、市と指定管理者の協議の上対応する。

別添1

港湾文化交流施設　平成23年度及び24年度事業活動

平成23年度

○イベント実施状況
- 2館まるごとクイズラリー（みちのく北方漁船博物館との連携イベント）
- 海と船の巡回展～海の生きものたちの生活を知ろう～
- 八甲田丸春まつり
- 「海と船の企画展　青函連絡船のその後」写真展
- 八甲田丸港フェスタ
- 機械遺産認定イベント～八甲田丸とあそぶ。八甲田丸であそぶ。～
- 八甲田丸秋イベント
- 船内フリーマーケット
- 八甲田丸冬イベント
- 八甲田丸ファン感謝デー

○自主事業の実施状況
- 八甲田丸12年カウントダウンイベント

○施設管理
- 職員による施設の見回り及び点検、再委託業者による施設管理業務の実施
- 八甲田丸の船舶検査に係る業務
- 消防訓練の実施

○サービス向上対策
- 船内ボランティアガイドの実施
- 周辺施設との共通券の発行
- 各種団体、業者との連携
- 障害者への対応
- 飲食店営業（八甲田丸カレー、コーヒー販売）
- 連絡船グッズの販売（ポストカード、Tシャツ等）
- 来館者の利便性向上対策
- アンケートの実施

○営業活動
- 観光施設及び宿泊施設等にパンフレットを配布
- 旅行業者への訪問等

○広報活動
- 広報誌への掲載、ポスター・チラシの配布
- 放送社、新聞社への取材依頼
- 観光情報誌等への広告掲載

○その他
- 職員研修

平成24年度の主な取組み事項

○広報・営業活動
- 旅行業者他、営業活動範囲の拡大
- 多目的ホール利用促進への強化
- 未就学児童の利用促進

○イベント
- 機械遺産認定記念 青函連絡船と可動橋」写真展の実施
- 世代交流あおもり市民劇 「八甲田丸の10万人」上演
- 写真コンクール 「八甲田丸のある風景」コンクール
- 青函ワールドオープニングイベント

参考数値

○過去実績値

	八甲田丸来館者数	八甲田丸有料入館者数
平成21年度	49,[illegible]人	38,[illegible]人
平成22年度	69,[illegible]人	39,[illegible]人
平成23年度	98,[illegible]人	62,[illegible]人

港湾文化交流施設　備品一覧表　　別添 2)

No	備品名	数	単位	分類	設置場所
1	連絡船と津軽海峡　他 5点	1	式	パネル	4F　通路
2	海峡と自然　他 6点	1	式	パネル	4F　通路
3	操舵室展示物　機器類 22点	1	式	その他	4F　操舵室
4	無線室　機器類 42点	1	式	その他	4F　無線室
5	洞爺丸海難者慰霊碑建立趣意書	1	枚	パネル	3Ｆ 海峡文化コーナー
6	洞爺丸海難者慰霊碑	1	枚	パネル	3Ｆ 海峡文化コーナー
7	海の記念日 船回航事業　8点	1	式	パネル	3Ｆ 海峡文化コーナー
8	青函連絡船シンボルマーク　26点	1	式	パネル	3Ｆ 海峡文化コーナー
9	関釜連絡船　（下関～釜山）	1	枚	パネル	3Ｆ 海峡文化コーナー
10	国鉄の鉄道連絡船	1	枚	パネル	3Ｆ 海峡文化コーナー
11	3Dシアター視聴覚設備	1	式	その他	3F 海峡文化コーナー
12	津軽海峡渡船のあけぼの　他 4点	1	式	パネル	3Ｆ 連絡船記念館
13	函館海峡海路図	1	枚	パネル	3Ｆ 連絡船記念館
14	和船航海図	1	枚	パネル	3Ｆ 連絡船記念館
15	北海道交通史論	1	冊	書籍	3Ｆ 連絡船記念館
16	津軽海峡の史的研究	1	冊	書籍	3Ｆ 連絡船記念館
17	北海道交通史	1	冊	書籍	3Ｆ 連絡船記念館
18	威臨丸難構図	1	枚	パネル	3Ｆ 連絡船記念館
19	和船＜松前屏風（部分）＞	1	枚	パネル	3Ｆ 連絡船記念館
20	北前船	1	枚	パネル	3Ｆ 連絡船記念館
21	比羅夫丸模型　パネル、展示ケース含む	1	式	模型	3Ｆ 連絡船記念館
22	青函連絡船の誕生　他14点	1	式	パネル	3Ｆ 連絡船記念館
23	日本鉄道１７５号機模型　展示ケース含む	1	式	模型	3Ｆ 連絡船記念館
24	日本鉄道案内記	1	冊	書籍	3Ｆ 連絡船記念館
25	日本郵船（株）70年史	1	冊	書籍	3Ｆ 連絡船記念館
26	日本鉄道史 上編	1	冊	書籍	3Ｆ 連絡船記念館
27	秋田鉄道管理局史	1	冊	書籍	3Ｆ 連絡船記念館
28	盛岡鉄道管理局史	1	冊	書籍	3Ｆ 連絡船記念館
29	青函連絡船80年史　他35点	1	式	パネル	3Ｆ 連絡船記念館
30	比羅夫丸船室配置図	1	枚	パネル	3Ｆ 連絡船記念館
31	青函航路旅客運送のうつりかわり 他1点	1	式	パネル	3Ｆ 連絡船記念館
32	東北本線哩程表	1	枚	パネル	3Ｆ 連絡船記念館
33	乗車賃金算出表	1	枚	パネル	3Ｆ 連絡船記念館
34	鉄道航路 旅行案内	1	枚	パネル	3Ｆ 連絡船記念館
35	比羅夫丸 三等船室模型	1	枚	模型	3Ｆ 連絡船記念館
36	明治丸模型	1	枚	模型	3Ｆ 連絡船記念館
37	国鉄毛布	1	枚	その他	3Ｆ 連絡船記念館
38	角巻き	1	枚	衣類	3Ｆ 連絡船記念館
39	DDT噴霧器	1	枚	機器	3Ｆ 連絡船記念館
40	トランク 4点	1	式	その他	3Ｆ 連絡船記念館
41	コート	1	着	衣類	3Ｆ 連絡船記念館
42	連絡船ボーイ 上着	1	着	衣類	3Ｆ 連絡船記念館
43	制服 上下　（冬）	2	着	衣類	3Ｆ 連絡船記念館
44	青森で活躍した補助汽船　他13点	1	式	パネル	3Ｆ 連絡船記念館
45	技術で見る80年　他 4点	1	式	パネル	3Ｆ 連絡船記念館
46	JNR ひらふ丸 ふくうら丸 ハンドブック	1	冊	書籍	3Ｆ 連絡船記念館

47	八甲田丸 ハンドブック	1	冊	書籍	3Ｆ 連絡船記念館
48	たっぴ丸 ハンドブック	1	冊	書籍	3Ｆ 連絡船記念館
49	オール 連絡船 ハンドブック	1	冊	書籍	3Ｆ 連絡船記念館
50	日の丸船隊史話	1	冊	書籍	3Ｆ 連絡船記念館
51	鉄道船舶一覧	1	冊	書籍	3Ｆ 連絡船記念館
52	船用蒸気タービン機	1	冊	書籍	3Ｆ 連絡船記念館
53	1. 可変ピッチプロペラ 2. バウスラスター	1	冊	書籍	3Ｆ 連絡船記念館
54	1. 新造船の燃料油脂について 2. テレグラフ	1	冊	書籍	3Ｆ 連絡船記念館
55	繁船機械	1	冊	書籍	3Ｆ 連絡船記念館
56	新造連絡船故障事例	1	冊	書籍	3Ｆ 連絡船記念館
57	KMV― 125型 流体減速装置	1	冊	書籍	3Ｆ 連絡船記念館
58	機関取扱説明書	1	冊	書籍	3Ｆ 連絡船記念館
59	レーダー装置ナビゲーションロガージャイロパイロット	1	冊	書籍	3Ｆ 連絡船記念館
60	自動車遠隔操縦装置	1	冊	書籍	3Ｆ 連絡船記念館
61	船橋制御装置	1	冊	書籍	3Ｆ 連絡船記念館
62	翔鳳丸模型 展示ケース含む	1	個	模型	3Ｆ 連絡船記念館
63	第一青函丸模型	1	個	模型	3Ｆ 連絡船記念館
64	洞爺丸模型 展示ケース含む	1	個	模型	3Ｆ 連絡船記念館
65	2代目 渡島丸模型	1	個	模型	3Ｆ 連絡船記念館
66	2代目 津軽丸模型 展示ケース含む	1	個	模型	3Ｆ 連絡船記念館
67	ふくうら丸模型 展示ケース含む	1	個	模型	3Ｆ 連絡船記念館
68	八甲田丸の号鐘 他パネル1点	1	式	その他	3Ｆ 連絡船記念館
69	八甲田丸一覧配置図	1	枚	パネル	3Ｆ 連絡船記念館
70	試着用救命胴衣	2	個	衣類	3Ｆ 連絡船記念館
71	車両甲板に見る80年 他14点	1	式	パネル	3Ｆ 連絡船記念館
72	ワム形貨車カットモデル 展示ケース含む	1	個	模型	3Ｆ 連絡船記念館
73	貨車形式図	1	冊	書籍	3Ｆ 連絡船記念館
74	腕章 舷門当直	2	個	その他	3Ｆ 連絡船記念館
75	貨車のいろいろ 他10点	1	式	パネル	3Ｆ 連絡船記念館
76	有蓋車 ワム90000形模型 展示ケース含む	1	個	模型	3Ｆ 連絡船記念館
77	無蓋車 トラ35000形模型	1	個	模型	3Ｆ 連絡船記念館
78	冷蔵車 レ2900形模型	1	個	模型	3Ｆ 連絡船記念館
79	家畜車 カ3000形模型	1	個	模型	3Ｆ 連絡船記念館
80	タンク車 タ2700形模型	1	個	模型	3Ｆ 連絡船記念館
81	昭和20年代～50年代の貨物列車模型5台 展示ケース含む	1	式	模型	3Ｆ 連絡船記念館
82	甲系統輸送方	1	枚	パネル	3Ｆ 連絡船記念館
83	青森と鉄道 他9点	1	式	パネル	3Ｆ 連絡船記念館
84	青森を通った列車たち 他9点	1	式	パネル	3Ｆ 連絡船記念館
85	線路縦断面図 東北本線	1	冊	書籍	3Ｆ 連絡船記念館
86	線路縦断面図 奥羽本線	1	冊	書籍	3Ｆ 連絡船記念館
87	昭和初期の急行列車 展示ケース含む	1	個	模型	3Ｆ 連絡船記念館
88	戦後の急行列車	1	個	模型	3Ｆ 連絡船記念館
89	東北初の特急列車『はつかり」	1	個	模型	3Ｆ 連絡船記念館
90	寝台特急列車『ゆうづる」	1	個	模型	3Ｆ 連絡船記念館
91	時刻表 7点	1	式	書籍	3Ｆ 連絡船記念館

92	青森駅 他10点	1	式	パネル	3F 連絡船記念館
93	列車名称板 他4点	1	式	パネル	3F 連絡船記念館
94	案内板 連絡船案内口）	1	枚	板	3F 連絡船記念館
95	日付器	1	個	機器	3F 連絡船記念館
96	船舶検査灯	1	個	機器	3F 連絡船記念館
97	青森百年	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
98	ものがたり 青森駅史	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
99	沿線の観光 東北本線	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
100	青森操車場 他4点	1	式	パネル	3F 連絡船記念館
101	腕章	2	個	その他	3F 連絡船記念館
102	検車灯	2	個	機器	3F 連絡船記念館
103	車両航送	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
104	盛岡工事局50年史	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
105	青森海陸連絡工事概要 付青森操車場	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
106	連絡船さん橋と待合所 他5点	1	式	パネル	3F 連絡船記念館
107	青森・連絡船待合所模型 展示ケース含む	1	個	模型	3F 連絡船記念館
108	盛岡工事70年史	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
109	青森さん橋史	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
110	日本の港湾	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
111	青函トンネル 他6点	1	式	パネル	3F 連絡船記念館
112	プレート 快速 海峡」青森～函館	1	枚	その他	3F 連絡船記念館
113	海峡」乗車記念証	1	枚	書類	3F 連絡船記念館
114	チャレンジ乗船記念証明書	1	枚	書類	3F 連絡船記念館
115	津軽海峡線 青函ずい道 竜飛工区工事誌 第2号）	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
116	日本鉄道建設公団十年史	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
117	海峡	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
118	青函トンネル	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
119	全自動制御システム 他2点	1	式	パネル	3F 連絡船記念館
120	SAVE Ⅰ型	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
121	船用データロガー MELDAP－1392	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
122	デュアル ジャイロ パイロット カタログ	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
123	MK・14 MOD・T ジャイロコンパス	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
124	ライフボート	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
125	青函連絡船荒天時等の運航マニュアル	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
126	制御室ハンドブック	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
127	レーダー及びCAS運用マニュアル	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
128	通信業務ハンドブック	1	冊	書籍	3F 連絡船記念館
129	離接岸の技術 他2点	1	式	パネル	3F 連絡船記念館
130	可動橋 他5点	1	式	パネル	3F 連絡船記念館
131	東北・奥羽本線の機関車 他5点	1	式	パネル	3F 連絡船記念館
132	9600形 機関車）模型 展示ケース含む	1	個	模型	3F 連絡船記念館
133	C61形 機関車）模型 展示ケース含む	1	個	模型	3F 連絡船記念館
134	C57形 機関車）模型	1	個	模型	3F 連絡船記念館
135	想い出の80年 他13点	1	式	パネル	3F 連絡船記念館
136	飾り毛布 5点	1	式	パネル	3F 連絡船記念館
137	船内案内板 42点	1	式	その他	3F 連絡船記念館
138	青函連絡船 旅客名簿 11点	1	式	書類	3F 連絡船記念館

139	青函連絡船船長サインカード	1	枚	書類	3Ｆ 連絡船記念館
140	自動車等航送申込書　2点	1	式	書類	3Ｆ 連絡船記念館
141	国際児童年記念　北海道　子どもの船　青函連絡船	1	枚	書類	3Ｆ 連絡船記念館
142	連絡船の旅	1	枚	書類	3Ｆ 連絡船記念館
143	オレンジカード 7点	1	式	その他	3Ｆ 連絡船記念館
144	洞爺丸台風海難誌	1	冊	書籍	3Ｆ 連絡船記念館
145	空知丸　ハンドブック　船体部	1	冊	書籍	3Ｆ 連絡船記念館
146	空知丸　ハンドブック　機関部	1	冊	書籍	3Ｆ 連絡船記念館
147	石狩丸　ハンドブック　機関部	1	冊	書籍	3Ｆ 連絡船記念館
148	石狩丸　ハンドブック　船体部	1	冊	書籍	3Ｆ 連絡船記念館
149	青函連絡船関係規程集　八甲田丸	1	冊	書籍	3Ｆ 連絡船記念館
150	青函船舶鉄道管理局　気象通報基準規程	1	冊	書籍	3Ｆ 連絡船記念館
151	青函船舶鉄道管理局　運輸収入取扱（旅客）基準規程	1	冊	書籍	3Ｆ 連絡船記念館
152	運航管理規定　八甲田丸	1	冊	書籍	3Ｆ 連絡船記念館
153	船舶関係基準規程類集	1	冊	書籍	3Ｆ 連絡船記念館
154	船橋	1	冊	書籍	3Ｆ 連絡船記念館
155	日本国有鉄道船舶就業規則	1	冊	書籍	3Ｆ 連絡船記念館
156	船舶関係規程表	1	冊	書籍	3Ｆ 連絡船記念館
157	テープ（小鳥　コーラス　朝の音楽）	1	本	機器	3Ｆ 連絡船記念館
158	テープ（蛍の光）	1	本	機器	3Ｆ 連絡船記念館
159	テープ（BGM）	1	本	機器	3Ｆ 連絡船記念館
160	鉄道ピクトリアル　492	1	冊	書籍	3Ｆ 連絡船記念館
161	北海道　ダイヤ	1	冊	書籍	3Ｆ 連絡船記念館
162	さようなら連絡船	1	冊	書籍	3Ｆ 連絡船記念館
163	毎日グラフ	1	冊	書籍	3Ｆ 連絡船記念館
164	青函連絡船　海峡のフィナーレ	1	冊	書籍	3Ｆ 連絡船記念館
165	国鉄の回顧　～先輩の体験談～	1	冊	書籍	3Ｆ 連絡船記念館
166	テープ　青函連絡船～栄光の航跡～	1	本	機器	3Ｆ 連絡船記念館
167	テープ　さらば 海峡の友よ	1	本	機器	3Ｆ 連絡船記念館
168	テープ　さよなら青函連絡船	1	本	機器	3Ｆ 連絡船記念館
169	八甲田丸　機関日誌	1	冊	帳面	3Ｆ 連絡船記念館
170	八甲田丸　航海日誌	1	冊	帳面	3Ｆ 連絡船記念館
171	八甲田丸　無線業務日誌	1	冊	帳面	3Ｆ 連絡船記念館
172	八甲田丸　スタンバイブック　（機関部）	1	冊	帳面	3Ｆ 連絡船記念館
173	八甲田丸　スタンバイブック　（甲板部）	1	冊	帳面	3Ｆ 連絡船記念館
174	八甲田丸　コースレコーダー	1	枚	書類	3Ｆ 連絡船記念館
175	青森さん橋駅と青函連絡船　展示ケース含む	1	個	模型	3Ｆ 連絡船記念館
176	青函航路配船表	1	枚	パネル	3Ｆ 連絡船記念館
177	青函航路主要通過地点時刻表（船橋）	1	枚	パネル	3Ｆ 連絡船記念館
178	青函連絡船運航ダイヤ	1	枚	パネル	3Ｆ 連絡船記念館
179	気象Fax	1	枚	パネル	3Ｆ 連絡船記念館
180	青函連絡船　乗船記念ステッカー　7点	1	式	ステッカー	3Ｆ 連絡船記念館
181	青函連絡船　船長サインカード 7点	1	式	カード	3Ｆ 連絡船記念館
182	切符　110点	1	式	切符	3Ｆ 連絡船記念館
183	北海タイムス	1	枚	パネル	3Ｆ 連絡船記念館
184	朝日新聞	1	枚	パネル	3Ｆ 連絡船記念館

185	毎日新聞	1	枚	パネル	3Ｆ 連絡船記念館
186	八甲田丸 航海掛当直日誌	1	冊	帳面	3Ｆ 連絡船記念館
187	大間 竜飛 気象 記載簿）	1	冊	帳面	3Ｆ 連絡船記念館
188	気象報記載簿	1	冊	帳面	3Ｆ 連絡船記念館
189	停泊時船首方向 記載簿）	1	冊	帳面	3Ｆ 連絡船記念館
190	想い出ノートNO.12 甲板部 他2点	1	式	帳面	3Ｆ 連絡船記念館
191	運行電報控帳 航路関係	1	冊	帳面	3Ｆ 連絡船記念館
192	清水管理手帳	1	冊	帳面	3Ｆ 連絡船記念館
193	ドラフト記帳・ヒーリングタンクトリミングタンク手帳	1	冊	帳面	3Ｆ 連絡船記念館
194	着見込・貨車制限 増掛 電話帳帖	1	冊	帳面	3Ｆ 連絡船記念館
195	機関室間連絡簿	1	冊	帳面	3Ｆ 連絡船記念館
196	車両当直日誌/防災巡視記録	1	冊	帳面	3Ｆ 連絡船記念館
197	磁気コンパス	1	個	機器	3Ｆ 連絡船記念館
198	船員室時計	1	個	機器	3Ｆ 連絡船記念館
199	船員食堂の電話器	1	個	機器	3Ｆ 連絡船記念館
200	テスター	1	個	計器	3Ｆ 連絡船記念館
201	清水用ゲージ	1	個	計器	3Ｆ 連絡船記念館
202	六分儀器	1	個	計器	3Ｆ 連絡船記念館
203	舷灯 左側・赤灯）	1	個	その他	3Ｆ 連絡船記念館
204	舷灯 右側・緑灯）	1	個	その他	3Ｆ 連絡船記念館
205	ドラ	1	個	その他	3Ｆ 連絡船記念館
206	非常用手おの	1	個	その他	3Ｆ 連絡船記念館
207	擴大鏡	1	個	その他	3Ｆ 連絡船記念館
208	青森さん橋 プレート	1	個	その他	3Ｆ 連絡船記念館
209	歴代 さん橋長 プレート	1	個	その他	3Ｆ 連絡船記念館
210	八甲田丸 Ｑ＆Ａコンピュータクイズ	2	台	機器	3Ｆ 連絡船記念館
211	その後の青函連絡船展示 19点	1	式	書類	3F その後の青函連絡船コーナー
212	青森EXPO'88青函トンネル開通記念博覧会会場計画模型1/400 展示ケース含む	1	台	模型	3F その後の青函連絡船コーナー
213	船長室展示資料 43点	1	式	その他	3F 船長室
214	事務長室展示資料 127点	1	式	その他	3F 事務長室
215	三菱製テレビ	1	台	機器	3F 連絡船記念館
216	パナソニックビデオプレイヤー	1	台	機器	3F 連絡船記念館
217	ソニービデオプレイヤー	1	台	機器	3F 連絡船記念館
218	可変ピッチプロペラ展示物	1	台	機器	3F 連絡船記念館
219	ジオラマ展示	1	台	機器	3F 連絡船記念館
220	青森ベイブリッジ関係資料 45点	1	式	パネル	1F 青森ベイブリッジ資料コーナー
221	自動連結器付車止め関係資料 8点	1	式	パネル	1F 車両甲板
222	車両航送船の特徴	1	枚	パネル	1F 車両甲板
223	鉄道車両スユニ50 509 パネル含む	1	台	車両	1F 車両甲板
224	鉄道車両スユニ50 510 パネル含む	1	台	車両	1F 車両甲板
225	鉄道車両キハ82 101 パネル含む	1	台	車両	1F 車両甲板
226	鉄道車両DD16 31 パネル含む	1	台	車両	1F 車両甲板
227	鉄道車両ヒ600 834 パネル含む	1	台	車両	1F 車両甲板
228	鉄道車両ヒ600 833 パネル含む	1	台	車両	1F 車両甲板
229	鉄道車両ヒ600 835 パネル含む	1	台	車両	1F 車両甲板
230	鉄道車両ヒ600 760 パネル含む	1	台	車両	1F 車両甲板
231	鉄道車両ヨ6000 6798	1	台	車両	1F 車両甲板

232	津軽丸Ⅱ型「八甲丸」機関の特徴	1	枚	パネル	B1F　第一主機室
233	総括制御盤の説明　他1点	1	式	パネル	B1F　総括制御室
234	ベンチ（3人掛け）	18	脚	ベンチ	青森港旅客船ターミナルビル
235	ベンチ（2人掛け）	1	脚	ベンチ	青森港旅客船ターミナルビル

※この他に青函ワールド一式が追加されます

青森市港湾文化交流施設管理運営業務仕様書（案）

1　目的

この仕様書は、青森市港湾文化交流施設（青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸及び青森港旅客船ターミナルビル）の指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等について定めることを目的とする。

2　基本的な考え方

指定管理者は、青森市港湾文化交流施設を管理運営するにあたり、次に掲げる事項に留意する。

(1) 関係する法令､条例等の規定を遵守し､青森市港湾文化交流施設利用者が平等に利用できること。
(2) 青森市港湾文化交流施設が､青函連絡船の史実資料等を展示し､後世に継承するとともに､観光､レクリエーション等の余暇活動の場を提供することにより、本市の観光及び地域振興を図るための施設であることから、その設置目的に基づき、適正に管理すること。
(3) 地域住民や利用者等の意見、要望を考慮し、適切に運営すること。
(4) 効率的な管理・運営を行い、経費の削減に努めること。
(5) 「青森市環境方針」に則り、環境の向上及び環境負荷の低減に努めること。
(6) 青森市港湾文化交流施設の管理に係る個人情報の保護を徹底すること。

3　施設概要

施設名及び所在地	・青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸 （青森市柳川一丁目１１２番１５地先公有水面） ・青森港旅客船ターミナルビル （青森市柳川一丁目４番１号）
施設全体延床面積	６，６０８．３㎡
施設の概要	【青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸】（以下「八甲田丸」という。） 構　　造　　鋼板製横骨構造　地下２階、地上４階 延床面積　５，５００．４０㎡ 施設内容　　１階…車両展示室 ２階…ロビー、レストラン、厨房、多目的ホール（大、中）、事務室、男女トイレ(各２)、倉庫、従業員控室 ３階…展示室、展望デッキ ４階…展示室、展望デッキ、煙突展望台、機械室 Ｂ１階…エンジン展示室、機械室 Ｂ２階…機械室
	【青森港旅客船ターミナルビル】（以下「ターミナルビル」という。） 建築面積　　６０９．７２㎡ 延床面積　１，１０７．８３㎡ 構　　造　　鉄筋コンクリート３階建て

施設の概要	施設内容　１階…テナント【事務所(３)、倉庫(３)】 待合室、男女トイレ、身障者用トイレ、機械室 電気室、控室、倉庫、風除室、ポーチ ２階…テナント【事務所（３）】 ホール、男女トイレ ３階…テナント【事務所（１）】

【上記に付帯する工作物】

工作物	面積等
乗降施設（渡橋）	２８７．９７㎡
非常乗降施設	９１．２８㎡
係船柱	１６０．５０㎡
建屋、屋外タンク等	３６５．９６㎡
接続柱	１０２．９６㎡
岸壁防護用鉄板	１５．００㎡
埋設配管・上水Φ８０㎜	Ｌ　＝　９４ｍ
下水Φ８０㎜	Ｌ　＝　３９ｍ
埋設配線・電線	Ｌ　＝　８５ｍ
電話線	Ｌ　＝　３９ｍ

4　開館時間及び休館日

(1) 開館時間　　青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸　９：００～１９：００
（多目的ホールは２１：００まで）
青森港旅客船ターミナルビル　　８：３０～１８：００

(2) 休館日　　青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸 １２月３１日、１月１日
青森港旅客船ターミナルビル　無休

(3) 開館時間及び休館日

開館時間及び休館日は、利用者の利便性及び運営の効率性を考慮して、変更することができます。なお、変更の際は、市と指定管理者が協議のうえ、市の承認を得てこれを決定します。その他、臨時に開館時間及び休館日を変更する場合も同様とします。

5　利用料について

(1) 利用料金別表に掲げる利用料金基準額に〇・五を乗じて得た額から当該利用料金基準額に一・三を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

別表

区分				利用料金基準額
資料展示コーナー	一人一回につき	一般	個人利用	五〇〇円
			団体利用	四五〇円
	一人一回につき	高校生 中学生	個人利用	三〇〇円
			団体利用	二一〇円
	一人一回につき	小学生	個人利用	一〇〇円

			団体利用	七〇円
	一人一年につき			二、〇〇〇円
	一団体一年につき			一〇、〇〇〇円
業務用施設	一平方メートル一月につき			三、〇〇〇円
多目的ホール	一時間につき			五、〇〇〇円
会議室	一時間につき			一、〇〇〇円

(2) 利用料の減免は「青森市港湾文化交流施設青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸利用料金減免要綱」に基づきその手続きを行うこと。なお、減免に当たっては、市の承認が必要となる。

（減免基準）

利　用　目　的	施　設	減免の範囲
（１）市又は八甲田丸の管理の委託を受けた者が、港湾文化交流施設の趣旨に沿った利用をする場合	資料展示コーナー、業務用施設、多目的ホール及び会議室	全額免除
（２）小学校、中学校又は特殊教育諸学校が、行事又は教科として利用する場合 （３）社会教育関係団体又はこども会等少年団体が、義務教育終了前の者に対して、基礎的教養を高めるために使用する場合 （４）愛護手帳、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（介護人を含む。以下「障害者」という。）が構成する団体又は個人が利用する場合 （５）公共的団体が、遺児又は母子家庭若しくは父子家庭の児童若しくは生徒を励ますために利用する場合	資料展示コーナー、多目的ホール及び会議室	
（６）市が構成員となっている協議会、研究会等が主催する行事のために利用する場合	資料展示コーナー	５割減額

(3) 利用料は前納とし、展示資料コーナーの利用者には観覧券を発行すること。

6　指定期間

平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日まで（１年間）

7　法令等の遵守

青森市港湾文化交流施設の管理にあたっては、この仕様書のほか、次に掲げる法令等に基づき管理しなければならない。なお、指定期間内に法令等が改正された場合は、市はその旨指定管理者に通知する。

(1) 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）
(2) 青森市港湾文化交流施設条例（平成１７年青森市条例２００号）
(3) 青森市港湾文化交流施設条例施行規則（平成１７年青森市規則第１６４号）
(4) 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１７年青森市条例３０号）
(5) 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成１７年青森市規則２３号）
(6) 青森市個人情報保護条例（平成１７年青森市条例２７号）

(7) 青森市個人情報保護条例施行規則（平成１７年青森市規則１８号）
(8) 青森市情報公開条例（平成１７年青森市条例２６号）
(9) 労働基準法（昭和２２年法律第４９号）、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）ほか労働関係法令
(10)建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）
(11)消防法（昭和２３年法律第１８６号）
(12)建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和４５年法律第２０号）及び関係法令
(13)船舶安全法（昭和８年法律第１１号）
(14)青森市暴力団排除条例（平成２３年条例第３３号）
(15)青森市港湾文化交流施設青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸利用料金減免要綱（平成１７年４月１日）
(16)その他管理運営業務を行うにあたり遵守すべき法令

8　職員の配置

指定管理者は、青森市港湾文化交流施設の管理運営に係る業務を適正かつ円滑に実施するため、適切な人員を継続的に配置する。

(1)管理運営業務に従事する者（職員等）の適正配置

① 業務を的確に遂行するため、業務全体を総合的に把握し調整する責任者を１名配置すること。責任者は市との連絡調整を行う。
② 甲種防火管理者を１名配置すること。
③ その他業務を達成するために必要な職員等を配置すること。

(2)職員等の勤務形態

① 職員等の勤務形態は、労働基準法及び労働関係法令を遵守し、管理運営業務に支障がないように定めること。
② 職員等に対し、管理運営業務に必要な研修等を実施すること。

9　業務の内容

指定管理者の業務の内容は以下のとおりとする。

(1) 青函連絡船に関する実物、模型、文献、写真等の資料を収集し、保存し、及び展示し、市民の利用に供すること。

① 資料を常に良好な状態で保管する。また貸出票を作成し、閲覧や資料館外への貸し出しの要求に対して対応すること。
② 青函連絡船に関する文献などの資料を積極的に収集すること。

(2) 港湾及び観光に関する情報の提供に関すること。

① 利用者への施設の案内業務のほか、本市のみならず本県の観光並びに地域情報等を収集整理し、提供に努めること。
② 求めに応じ、青函連絡船の歴史やその背景などを解説すること。
③ 障害者が資料館の展示室等を利用する場合、必要に応じて誘導・補助すること。
④ 管理責任者及び業務員等には、施設の管理・運営に必要な研修（青函連絡船の歴史、青森市の観光、施設の管理に関する知識の習得）を実施すること。

⑤ 業務の実施にあたり、適正な手順を定めて職員に周知し、接客技術とマナーの向上を図るとともに、定期的に実施状況を点検し、自己管理を行うこと。

(3) 青森市港湾文化交流施設の利用者等に便宜を提供するため、飲食業、物産販売業等の営業の用に供すること。

(4) 前項に掲げるもののほか、にぎわいのある港湾景観を形成するための各種事業活動の利用、公共的団体等の利用その他青森市港湾文化交流施設の利用に関すること。

① 指定管理者は、利用者の増加を図るため、積極的な広報活動やイベントの誘致、自主事業を実施すること。

② 観光等関連施設、事業者と積極的な連携を図り、観光レクリエーション産業の健全な育成と発展及び余暇活動の充実、並びに地域振興を図るために必要な活動を積極的に実施すること。

(5) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務

① 施設の配置、利用方法、業務内容を利用者に明確に告知し、広報を図ること。

(6) 利用許可を行うこと。

① 青森市港湾文化交流施設条例及び同施行規則に基づき、利用許可申請書の受付及び利用許可を行うこと。

② 利用の変更・取りやめに対する申請の受付並びに許可を行うこと。

③ 利用者数の把握、入退館の管理を行うこと。

(7) 利用許可に条件を付すること。

① 利用者の監督を行い、適正な利用がなされていない場合は、青森市港湾文化交流施設条例第１３条に規定する監督処分を行うこと。

② 利用料の減免は、「青森市港湾文化交流施設青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸利用料金減免要綱」に基づき、手続きを行うこと。

③ 利用終了時の検査を行うこと。

④ 損傷等届の受理及び状況確認を行い、損傷があったときは市に報告を行うこと。

⑤ ターミナルビルのテナントに対し電気料、水道料、重油代、清掃負担金の請求を行うこと。

(8) 青森市港湾文化交流施設の維持管理に関すること。

① 敷地や建物、設備の定期的な見回り及び点検を行い、常に安全で良好な状態を維持保全すること。

② 施設の不具合、損傷等があった場合は、応急の安全対策を行うとともに、速やかに市へ連絡すること。また、その利用が危険であると認められるときは、施設の一部又は全部の利用を制限すること。

③ 八甲田丸及びターミナルビル閉館時に施錠を確認し、不審者の立ち入り等を未然に防止し、秩序保持に努めること。

④ 夜間の防犯警備、設備警備を行うこと。

⑤ 蛍光灯、ゴムパッキン等消耗部材、機器の不具合を点検し、必要に応じ交換を行うこと。

⑥　敷地や建物の清掃消毒を行い、清潔と美観の維持に努めること。

日常清掃

・　八甲田丸のロビー・展示コーナー・多目的ホール・トイレ及びターミナルビルの共有部分・トイレの日常清掃を行うこと。
・　施設出入り口の清掃、駐車場内の荒ゴミ拾いを行うこと。
・　定期的に空調吹き出し口の清掃を行うこと。

特別清掃

・　年一回、八甲田丸のロビー・展示コーナー・多目的ホール及びターミナルビルの共有部分の床にワックス掛けを行うこと。

ゴミ処理

・　施設から排出されるゴミ処理を適正に行うこと。

鼠族、昆虫等の防除

・　防除は年２回、点検は隔月で行うこと。

簡易専用水道の管理

・　青森市港湾文化交流施設の貯水槽清掃と水質検査を年１回行うこと。また遊離残留塩素濃度の測定を週１回行い、記録表を作成すること。
・　水道法第３４条の２第２項に基づく検査を年１回１月に受けること。

空気環境測定

・　年６回隔月、一日２回行うこと。測定場所は外気を含め６箇所とする。

⑦　建物及び設備にかかる保守点検業務を行うこと。

消防用設備保守点検業務

・　消防法第１７条の３の３に基づき保守点検を行うこと。
・　八甲田丸は総合点検を９月、機器点検を３月に行うこと。
・　ターミナルビルは機器点検を９月、総合点検を３月に行うこと。

エレベーター保守点検業務

・　八甲田丸とターミナルビルのエレベーターの定期点検を行うこと。

自家用電気工作物保守点検業務

・　電気事業法第３９条に基づき自家用電気工作物の保安・保守点検を行うこと。
・　保守点検は毎月１回年１２回行うこと。

八甲田丸ＬＰガス強制気化装置保守点検業務

・　保守点検は年４回行うこと。

ターミナルビル温水暖房機保守点検業務

・　暖房機のシーズンイン、シーズンオフ時（年２回）に保守点検を行うこと。

ターミナルビル地下タンク埋設配管漏洩検査・清掃業務

・　年１回２月に行うこと。

八甲田丸の汚水槽及びグリストラップ清掃

・　年１回施設の運営に支障のない時期に行うこと。

⑧　八甲田丸の船舶検査に係る業務を行うこと。

・　船舶安全法第５条に基づく船舶検査を受けるにあたり必要な船体及び設備の測定レポートを作成すること。
・　船舶検査を受けるにあたり、国土交通省東北運輸局青森運輸支局との連絡調整を行うこと。

・ 船舶検査に立ち会うこと。
・ 毎年１回３月に行うこと。

⑨ 施設の良好な管理及び安全確保のため、八甲田丸展望デッキ及び関係施設出入口周辺の除雪を行うこと。

⑩ 駐車場は、利用者が常に良好に利用できるよう、秩序ある利用誘導、安全の保持に努めること。

(9) 管理に必要な鍵の保管等業務

① 港湾文化交流施設の管理に必要な鍵の使用や保管等については、指定管理期間中は指定管理者の業務とする。鍵の管理については、帳簿等により適正に管理し、鍵所持者の責任を明らかにし、紛失することがないようにすること。

② 鍵の紛失、破損等があった場合は、直ちに青森市に報告すること。

③ 鍵の複製はこれを固く禁止する。ただし、青森市が認めたものを除く。

④ 鍵の引継ぎは、指定管理期間の開始及び終了時に書面にて行うものとする。

(10) その他市長が必要と認める業務

① 指定管理者は緊急時、防犯、防災対策についてのマニュアルを作成し、定期的な訓練を行うこと。また日常的に情報を収集し、未然の防止を図るよう職員等に指導すること。

② 管理にあたり、個人情報保護体制を整備し、職員等に周知、徹底を図ること。

③ 収受文書や支払い及び労務に関して、市の諸規定に準じ、適切な処理と整理保存に努めること。

④ 市が管理運営業務を行うために必要と認める備品類は、市が貸与します。指定管理者は、貸与された備品類を適正に管理し、破損等が生じたときは速やかに市に報告すること。

⑤ 貸与された備品類以外で管理運営上必要な備品等が生じたときは、市と協議すること。

⑥ 指定管理者は、指定期間の始期から円滑に管理業務を実施できるよう、市または前指定管理者と業務の引継ぎを行うこと。

⑦ 指定管理者は、指定期間が満了するとき、又は指定が取り消されたときは、市又は新たな指定管理者との円滑な業務の引継ぎに協力するとともに、管理に必要なデータ等を引渡すこと。

⑧ 自動販売機の設置など、条例で定められている業務以外で施設を使用する場合は、市長の許可（行政財産目的外使用許可）を受けること。
また、今後は、市が施設に自動販売機を設置することもあるので、あらかじめ留意すること。

⑩ 「青森市環境方針」に基づく、環境配慮事項の遵守として、施設及び設備管理に関する各種エネルギー量の記録をし、報告すること。

⑪ 指定管理者は、施設の管理運営に必要な業務人員を配置し、当該施設を常に良好な状態で管理すること。

⑫ 業務の全部を第三者に委託することは禁止することとし、一部を委託する場合には、あらかじめ書面により市の承認を受けること。

10 収支予算書の作成

指定管理者は、指定後の管理の業務にあたり、市と協議の上、具体的な事業計画書及び詳細にわたる収支予算書を調製すること。

11　業務実施に当たっての注意事項

(1) 青森市港湾文化交流施設が、公の施設であることを常に念頭において公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
(2) 指定管理者が、市の条例等とは別に施設の管理運営に係る各種規定、要綱等を作成する場合には、市と協議すること。

12　業務の実施に係る損害

市に施設設置者として瑕疵があった場合は市が損害賠償責任を負いますが、その損害が指定管理者の施設の管理責任に起因したものについては、指定管理者が市又は第三者に対してその損害賠償責任を負うことになります。また、指定管理者に起因した損害について、市が第三者に損害賠償した場合、市は指定管理者に対して求償することとなるため、指定管理者の負担により施設賠償責任保険に加入することとします。

13　事業報告書の作成

(1) 指定管理者は、年度終了後、速やかに事業報告書を作成し、管理の業務の実施状況及び利用状況、管理に係る経費の収支状況等を報告すること。
(2) 指定管理者は、毎月、利用状況、施設の異常の有無、実施した行為及び行催事等、金銭の出納管理状況等を月次報告書として市に提出すること。
(3) 本業務の実施状況は、市と協議のうえ定めた日報に記録し、他の法令等に特段の定めが無い限り５年間保存すること。

14　実績評価

(1) 市は指定管理者から提出された管理業務又は経理の状況に関し、事業報告書の評価を実施する。
(2) 市は当該施設へ年２回モニタリング調査（施設運営状況の聴取や実地調査）をし、その運営内容の把握・実績評価を行う。
(3) 青森市指定管理者選定評価委員会においても、必要に応じてモニタリング調査を行なう。
(4) 指定管理者はモニタリング調査の際には聞き取りや実地調査に全面的に協力すること。
(5) 事業報告書の評価結果及びモニタリングの調査結果については市ホームページへ掲載し、広く市民へ周知する。

15　指定の取消し等

(1) 市が指定管理者に対して、報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をした場合、この指示に従わないときや管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
(2) 市は指定管理者に対し、上記事項により生じた損害の賠償を命ずることができる。

16　協議

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と協議し、決定する。